

令和3年度  
第4回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和3年7月13日開会

高松市農業委員会



令和3年度第4回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和3年7月13日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階大会議室

出席委員 20人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第2）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 3番 佐竹 博巳
- 15番 河田 薫
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 南 岳志
- 農政課長補佐 向谷美保子
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 古免 範彰
- 主 査 田山 元太
- 主任技師 河合 良治

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請  
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 競売買受適格証明願について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第12号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について
- 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和3年度第4回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、佐竹委員、神内委員、河田委員、橋田委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ではありますが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は6番高砂委員及び18番原田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをご覧ください。

1番は、賃借人が農地を転用予定のため残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番、3番は、賃借人の労力不足ため農地中間管理事業を活用した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番、6番は、賃貸人が農地を第三者へ売却予定のため、農地中間管理事業を活用した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、人農地プランによる農地交換をするため香川県農地機構を介した貸借について返還するもので、この後、すべての農地について機構を通じて新たな利用者との契約が進められる予定となっております。

8番は、香川県農地機構を介した貸借について返還するもので、この後、すべての農地について機構を通じて新たな利用者との契約が進められる予定となっております。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをご覧ください。

1番は、第三者が転用する予定のため返還を受けたもので、返還条件はありません。

2番は、賃借人の労力不足のため、返還を受けたもので、返還条件はありません。

3番は、第三者が転用するため返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容については、農地法第5条許可申請所有権14番のとおりです。

4番も、第三者が転用するため返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容については、農地法第5条許可申請賃借権2番のとおりです。

5番も、第三者が転用するため返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容に

については、農地法第5条許可申請所有権25番のとおりです。

6番は、人、農地プランによる農地交換をするため、返還を受けたもので、返還条件はありません。

7番、8番は、第三者が転用するため返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容については、農地法第5条許可申請使用貸借13番と農地法第5条許可申請所有権29番のとおりです。

9番は、新たな借人に貸し付けるため返還を受けたもので、返還条件はありません。

10番、11番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 3ページを御覧ください。

1番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、住宅増築の際、誤って申請地に建築したもので、5条申請に伴う調査により判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が315.47平方メートルあります。

2番は、非農家の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在県外に居住しており、この度地元での生活を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道整備の残地部であり農地としては狭小で効率が悪く、近隣より駐車場としての要望があることから、転用理由と農地区分につい

ては適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成22年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。県道整備の残地部であり農地としては狭小で効率が悪く、近隣より駐車場としての要望があり平成22年ごろに造成したもので、この度追認許可を受けるものです。

4番は、道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接する市道が狭く交通量も多く、農機具の安全な通行のため公衆用道路として拡幅するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、高齢により農地耕作が困難で、安定した収入を得るため賃貸共同住宅を計画したもので転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、労力不足により農業経営を縮小し、家賃収入により生活の糧としようとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、貸事務所、貸住宅兼店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、一部は戦前に建築され、貸事務所として利用されたもので転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止を行う併用道路が40.18平方メートルあります。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、相続後、草の管理を行っていたが、近隣より貸駐車場としての要望があったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和2年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、農家の2世帯住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現住宅の老朽化が進み、また賃貸住宅にて生活している長男夫婦と同居する目的で2世帯住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が338平方メートルあります。

10番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、増築及び進入路の確保のため転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者のみで、被害防除措置も適切であると考えます。増築及び進入路の確保のため平成10年に建築したもので、この度追認許可を受けるものです。併用宅地が484平方メートルあります。

11番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、労力不足により農業経営が困難となり、土地の有効活用として安定低収入が得られる貸駐車場経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地隣接の事業者から従業員の駐車場として賃貸の申し出があり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地隣接の納屋が手狭となった為、この度、車庫も含め、農作業場を計画するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が72.51平方メートルあります。

14番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、テナントの敷地だけでは駐車スペースが賅えず隣接地を駐車場として造成するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。



一般基準については、申請地は平成7年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が18.03平方メートルあります。

15番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、素掘り水路をコンクリート構造物に施行する際、曲がりのある水路法線を修正するもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の増員に伴い隣接地を住宅拡張用地として増築したもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和41年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が553.73平方メートルあります。

17番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、同居家族増えたため隣接地を住宅拡張用地として増築したもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が176.20平方メートルあります。

18番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農作業用のスペースを自宅隣接に造成するもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が612.74平方メートルあります。

19番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、住宅を建築した際に土留め擁壁を設置したもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が562.49平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について19件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようで

ありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

本件は、令和3年2月15日付けで露天車両置場用地として転用許可申請をしていましたが、露天施設内に事務所を設ける計画となり、転用計画の変更による許可申請の取下願があったものです。農地法第5条許可申請所有権15番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

本件は、平成31年2月1日付けで、当初は2階建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、階数等の変更により平屋建1棟にし、また、建築面積を66.24平方メートルから120.48平方メートルに計画変更するとともに、工事完了日を令和3年7月25日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、平成19年7月25日付けで、住宅、車庫用地として転用許可を受けていましたが、諸事情により今後の計画遂行が困難となっていることから、新たな転用者に承継し、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条許可申請所有権5番に関連していません。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の高砂委員より報告をお願いいたします。

**高砂委員** 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、原田委員と私の2名で昨日7月12日に、現地調査を実施しました。

また、農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、2番4番5番及び6番は、香川県農業会議の常設審議委員会による現地確認調査が実施されています。

内容につきまして、1番から3番まで私が報告し、4番から7番までを原田委員から報告申しあげます。

それでは、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について、別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、県立高松南高等学校東1キロメートルに在り、障がい者福祉サービス事業を営む転用者が、入所希望者の増加傾向により既存の障がい者通所施設、及びグループホームの定員が超過する事が確実になったため本市の今後の障害者福祉に寄与する新たな障がい者福祉施設の建築用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線バイパスに近接し、ことでん空港通り駅の近くにあり、知的障がい者等、利用者にとって交通の利便性が良く、また、周辺には同様の施設がなく利用が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松市立東部運動公園東1キロメートルに在り、農畜産物の生産・加工・販売業を営む、農地所有適格法人である転用者が、事業の拡大のため新たに和牛を約400頭飼育する予定であることから、牛舎・堆肥舎用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、畜舎及び堆肥舎は、「農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設」及び「農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設」に該当し、第1種農地の不許可の例外に該当する農業用施設であること、また、代替地の検討もされた結果、既存牛舎に近く、事業の効率化・利便性が図られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が196.49平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番の申請地は、高松市立協和中学校西600メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道中徳三谷高松線へのアクセスが良く、高松中央インターチェンジやことでん元山駅にも近く、交通の利便性が良く、また、周辺は教育・商業施設が整い、宅地化が進んだ住環境に優れた地域であること、同法人がすでに開発した住宅団地に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借にかかる農地返還通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、4番からは、原田委員が説明します。

**原田委員** 現地調査委員の原田です。4番からは、私が説明します。

4番の申請地は、高松市立浅野小学校南東1.3キロメートルに在り、土木建築工事請負業等を営む法人の代表者が、近年、事業が好調で工事発注件数が増えてきており、資材及び建設重機を保管するスペースが不足していることから、新たな露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は

県道岩崎高松線に近く、交通の利便性が良く、事務所からも15分ほどで移動できることから、資材の搬送にも便利であるため転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者とするところですが、法人の資金面の関係で、代表者が取得し、経営する法人へ貸し付けるものです。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番の申請地は、高松市立香南小学校南東1.4キロメートルに在り、小麦粉及び麺類の製造販売業を営む転用者が、現在稼働している第一工場が築30年を経過していることに伴い、製品を安定して、供給できるように新工場を建設する用地として、転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は既存倉庫の北隣で、本社及び第一工場も至近であり、作業効率が良く、また、主要地方道円座香南線に接しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が3,890.68平方メートルあります。使用貸借にかかる農地返還通知5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番の申請地は、高松市山田支所北1.3キロメートルに在り、不動産業を営む転用者に、由良町周辺において、住宅購入の問合せが多く寄せられています。当該地域に法人が開発した物件がないことから、新たな事業計画として、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道西植田高松線に隣接し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化も進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7番の申請地は、高松市立植田小学校南1.8キロメートルに在り、土木建設業などを営む転用者が、県内外からの受注も増加していることから、事務所兼自宅の敷地内にある建設資材や花崗土などの保管場所が手狭となってきたため新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道中徳三谷高松線に近く、事務所から20分程度で移動でき、利用及び管理がし易く、資材の搬送にも便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の

同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地は平成 27 年ごろに一部造成済みですが、この度追認許可を受けるものです。併用宅地等が 631.93 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案所有権 7 件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書 8 ページを御覧ください。

1 番の転用者は、不動産賃貸業を営む法人が経営する共同住宅の入居者居用の駐車場が敷地内では不足しているため、新たな露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 55.83 平方メートルあります。

2 番は、共同住宅兼貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3 番の転用者は鉄工会社を営んでおり、事業拡大により共同住宅の経営を開始するため、新たな共同住宅の敷地造成用地として転用するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

4番は、現在借家住まいで住居が手狭となっていることから、義父所有の農地を譲り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、パン工房・民宿を経営する個人が、事業が好調のため倉庫、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、女木港から近く、周辺は、教育施設や観光施設、キャンプ場のある地域で集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が400.49平方メートルあります。

農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

6番は、特別議案です。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が718.76平方メートルあります。

8番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が219.02平方メートルあります。

議案書9ページを御覧ください。

9番は、高齢者向け住宅の設置、運営及び管理業を営む法人が、従業員用の駐車スペースが不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が326平方メートルあります。

10番の転用者は仏事全般のコンサルティングを営む法人で、近年、家族葬が増加していることに伴い、家族葬向けのセレモニーホールの需要が高まっていることから、新たに葬祭会館用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が主要地方道高松長尾大内線に接し、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に在り、商業施設も整備され、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、子の成長に伴い借家が手狭となったため、親族の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、特別議案です。

13番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が開発道路を介して市道に接し、主要地方道塩江屋島西線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設が近く宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が598.45平方メートル有ります。

14番は、特別議案です。

15番は、自動車販売修理業を営む法人が、事業が好調で車両置場が手狭となったことから、新たな事務所、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が農



道に接し、主要地方道高松長尾大内線に近く、既存の営業所に隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が879.7平方メートルあります。農地法第5条許可申請取下願1番に関連しています。

16番は認定農業者である転用者が、現在使用している倉庫を所有者に返却することに伴い農業機器類を置くための農業用倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在使用している倉庫を改装するもので他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページを御覧ください。

17番は、特別議案です。

18番は、子が結婚したことを機に子への貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が農道に接し、周辺は教育施設も近く宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であること、実家に隣接し、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が221.48平方メートルあります。

19番は、不動産賃貸業を営む法人が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は主要地方道三木国分寺に接し、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に在り、教育施設や商業施設も整備され、入居需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は非農家の自己住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在使用している宅地の一部となっているもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年に建築済みですが追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が459.43平方メートルあります。

21番は、借家住まいで家族が増え、住居が手狭となったため義父所有の農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して東側が市道に接し、また、実家に隣接し親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が72.93平方メートルあります。

22番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、西側が県道円座香西線に接し、国道11号線へのアクセスも良く、また、高速道路高松檀紙インターチェンジ付近で、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、申請地は4月30日付け競売公売受適格証明書により高松地方裁判所における競売に参加し、5月19日に落札した譲受人が取得するものです。

議案書11ページを御覧ください。

23番は、障害福祉サービス事業を営む法人が児童福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北・西・南側は市道に接し、主要地方道三木国分寺線に近く、また、高速道路高松檀紙インターチェンジ付近で、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に在り、商業施設も整備され、入居需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、自動車分解整備事業を営む法人で、預かり車両の台数が増え、車両の保管場所が慢性的に手狭となっていることから、隣接地を工場敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の自動車整備工場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が599.56平方メートルあります。

25番は、特別議案です。

26番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の

拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も出来ており被害防除措置も適切であると考えます。隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地は366.25平方メートルあります。

27番の転用者は、現在実家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、隣接する宅地と義父所有農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側宅地を介して市道に接し、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が435.75平方メートルあります。

議案書12ページを御覧ください。

28番は、特別議案です。

29番は、現在借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となっていることから非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が公衆用道路に接し、主要地方道三木国分寺線へのアクセスも良く、周辺は教育施設も近く宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借返還通知8番及び農地法第5条許可申請使用貸借13番に関連しています。

30番は、宗教法人の役員である転用者が、現在既存の敷地では定期的に行う法要時の駐車スペースが不足していることから、露天貸駐車場・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、主要地方道塩江屋島西線に近く交通の利便性が良く、また、寺院からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年に一部造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。併用雑種地が102.27平方メートルあります。

31番は、特別議案です。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1 番の転用者は、土木・建築工事の設計施工業を営む法人で、業績が好調のため事業拡大を考慮し、新たな露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、429番3は南側が市道に、407及び408番は東側が公衆用道路に接し、どちらも事務所から近く、利用及び管理がし易く、県道太田上町志度線へのアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年に一部造成済ですが追認許可を得るもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番の転用者は、土木・建築工事の設計施工業を営む法人で、現在使用している資材・車両置場の一部が道路用地となるので手狭になることから、露天資材・車両置場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが代替地の検討もされた結果、南側が公衆用道路に接し、既存の事務所や資材置場からも近く利用及び管理がし易く、主要地方道高松長尾大内線へのアクセスも良いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が422.41平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

3 番の転用者は、船舶艀装一式の設計施工業を営む法人で、業績が好調により駐車場の一部に資材を置くなどして駐車場が手狭となっていることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、既存の事務所や資材置場からも近く利用及び管理がし易く、国道11号線に近く、交通の利便性が良く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4 番は、土木工事業を営む法人が香川県高松土木事務所が発注する「東大谷南川 通常砂防工事」の受注に伴い、事務所や工事用車両等の置場が必要であることから、仮設事務所・駐車場用地として一時転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北・東・南側が公衆用道路に接し、主要地方道高松善通寺線に近く交通の利便性が良く車両の往来も容易で、工事現場からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5 番の転用者は、土木・建築工事の設計施工業を営む法人で、業績好調により資材等の保管

場所が手狭となっているため、新たな露天資材置場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、利用する車両の出入りが容易で利用及び管理がし易く、県道西植田高松線へのアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和元年に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が1,370.60平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書14ページをお開きください。

1番は父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、周辺は教育施設も整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条許可申請使用貸借1番に関連しています。

2番は、現在妻の両親と同居しているが、子の成長に伴い手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、周辺は教育施設も整備され、宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域にあることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路が34.00平方メートルあります。

3番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことと、祖父が高齢のため、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、進入路を介して南側が市道に接し、また実家である祖父宅と隣接し、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条許可申請使用貸借3番に関連しています。

4番も借家住まいであるが、子の成長や高松への転勤を機に妻の義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が公衆用道路市道に接し、妻の実家と隣接し、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和46年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者

との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が115.22平方メートルあります。

5番も借家住まいで子も増え、住居が手狭となっていることから、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、実家と隣接し、親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も借家住まいであるが、祖父が高齢のため、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、また祖父宅からも近く、農業の手伝いや面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、現在実家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、妻の祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、妻の実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が103.71平方メートルあります。

議案書15ページを御覧ください。

8番は、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も借家住まいであるが、子が生まれ住居が手狭となったことから、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適

当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、借家住まいで子の成長に伴い借家が手狭となったことや両親が高齢であるため義祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、義父所有の農地を借り受けて、宅地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、現在借家住まいで、結婚を機に高松で居住するため、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借返還通知7番関連及び農地法第5条許可申請所有権29番に関連しています。

14番も実家住まいであるが、結婚し、子どもも生まれ、住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側および南側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条許可申請使用貸借6番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権24件、賃借権5件、使用貸借14件、計43件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうちまず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はウメを栽培するものです。

なお、下限面積要件について、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件は満たします。

そのほかの全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は水稻、ブドウを栽培するものです。

3番は、譲渡人が農業廃止をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は米麦、野菜を栽培するものです。

4番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜、果樹を栽培するものです。

なお、下限面積要件について、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借4番、5番が同時に提出されており、要件は満たします。

5番は、譲渡人が農業廃止をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

6番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、譲渡人が農業廃止をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は米麦、オリーブを栽培するものです。

8番は、譲渡人が高齢による経営縮小をするため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り



渡すもので、取得後は野菜、果樹を栽培するものです。

9番、10番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は各ブロッコリーと水稻を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、隣接農地を分家住宅に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

2番は、新規営農を希望する借人が、5年間借り受けて、ナバナ、ビワを栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

3番は、隣接農地を分家住宅に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため25年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

4番、5番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて、野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番及び使用貸借4番に関連しています。

6番は、隣接農地を分家住宅に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借14番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転10件、使用貸借6件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第9号 競売買受適格証明願について御説明申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

1番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため令和3年6月21日付けで申請されたものです。

農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき、審査した結果、問題はありませんでした。なお、入札期間が令和3年7月9日から同月16日までと期日が差し迫っておりましたため会長専決により、6月29日付けで適格証明書を交付しました。

以上、議案第9号 競売買受適格証明願についての会長専決1件について承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、適格証明書の交付を受けた者が競落人となって、農地法第3条第1項の許可申請が提出され、その許可が急がれるときは、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、定例総会開催日前に会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。  
御発言がないようでありますので、議案第9号の会長専決処分について承認することについて、また、この後、次回開催の定例総会開催前に、農地法第3条第1項の許可が必要となった場合、この適格証明時と内容に変更がないときには、会長専決処分により許可をしても良い旨の議決を、併せて行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、議案第9号については承認すること、また、必要により、会長専決処分により許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、昭和60年ごろから、2番は、平成9年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番について現地調査した結果、農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御審議いただきます

よう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第11号については証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第11号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第12号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和3年6月3日付けで香川県環境森林部長から八栗鳥獣保護区の存続期間の更新について意見照会がありました。

八栗鳥獣保護区は平成13年に、香川県知事が指定しましたが、平成23年度に更新した存続期間が本年11月14日に満了することから、令和13年11月14日まで存続期間の更新を行うことについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき意見を求められているものです。

保護区の区域、位置図は、資料の2、3ページのとおりです。

4ページを御覧ください。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域であり、狩猟等による鳥獣の捕獲の禁止等の規制がありますが、鳥獣による生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う有害鳥獣捕獲については、市の許可を受けた上で、鳥獣保護区でも行うことができます。

資料の1ページを御覧ください。

第2地区部会における協議の結果、香川県環境森林部長には、存続期間の更新についての賛否等は「条件付き賛成」とし、その意見・条件として、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキによる農作物被害は深刻化・広域化していることから、鳥獣被害防止対策事業を強化するとともに、鳥獣被害対策に関する情報と集落ぐるみの取組を中心とした総合支援により、農作物被害を無くするように努め、人と野生鳥獣が棲み分けできる状態の確保に努めていただきたい旨の条件を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第12号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第12号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**向谷農政課長補佐** 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料2をご覧ください。

令和3年7月8日付で、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題の無い旨の報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

2ページをご覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番および除外後の用途が各地区順に記載されております。

3ページをご覧ください。

中ほどの表に、今回の除外後の用途区分ごとの総件数および総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が8件、合計面積で1,722.55平方メートルでございます。

4ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、1件、面積合計が1,311平方メートルでございます。

以上議案13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第13号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第13号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

**南事務局長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料3を御覧ください。

期間としましては、令和3年6月7日から7月8日分までであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、6月議決分といたしまして4条が5件、5条が22件、合計で4条が5件、5条が28件です。

許可保留件数につきましては、5月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、6月議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、合計で4条が0件、5条が16件です。

取下につきましては、5条で1件ありました。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

4条関係で、許可保留はありません。

2ページを御覧ください。

5条関係で、3月議決分の16番は、先ほど御審議いただきました取下げ分です。

28番は、開発許可未了により現在、許可保留になっています。4月分の所有権の4番、賃借権の1番は、開発許可未了により現在、許可保留となっております。

5月議決分の所有権の4番、15番、18番、20番、21番は、開発許可未了により現在、許可保留となっています。

3ページを御覧ください。

6月議決分の状況ですが、所有権の2番は開発許可未了により、3番は開発許可及び直近事業造成工事未了により、現在、許可保留になっています。4番、9番、10番、12番は、開発許可未了により現在、許可保留となっています。

13番は開発許可未了及び直近事業造成工事未了により、15番は、直近事業造成工事未了により、現在、許可保留になっています。4ページには、許可保留案件はございません。

今回の許可状況の報告は以上です。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第4回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時38分 閉会